

総務教育常任委員会資料

(平成28年6月16日)

【項目】

ページ

- | | |
|----------------------------------------------------------|----|
| 1 「地方分権改革に関する提案募集」への対応状況について
【広域連携課】 | 1 |
| 2 トットリズム県民運動「とっとりの元気づくりプロジェクト（東部）」
の始動について
【参画協働課】 | 8 |
| 3 男女共同参画週間における活動について
【女性活躍推進課】 | 10 |

元気づくり総本部



「地方分権改革に関する提案募集」への対応状況について

平成28年6月16日

広域連携課

内閣府の平成28年地方分権改革に関する提案募集（募集期間：平成28年3月17日～6月6日）に対して、平成28年6月6日に応募しましたので、本県提案及び本県関連の提案について概要を報告します。

1 鳥取県提案分 資料1

＜提案件数＞ 4件

○第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大

現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域となっており、隠岐ジオパーク（島根県）、山陰海岸ジオパーク（兵庫県、京都府）等を素材とした隣県にまたがる広域圏内の商品造成ができないため、隣接都道府県まで拡大を求める。

○就労継続支援A型事業における暫定支給決定を要しない場合の基準の明確化及び同事業における特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し

障がい者を雇用する就労継続支援A型事業について、市町村における障害福祉サービスの暫定支給決定の判断基準が具体的に示されていないため、国の責任において明確にするよう求める。

また、就労継続支援A型事業所が、暫定支給決定期間経過後に継続雇用を決定した時点で特定求職者雇用開発助成金の支給対象となるよう、取扱いの見直しを行うよう求める。

○新規就農者の拡大支援（青年就農給付金「準備型」の要件緩和）

親元就農者が準備型の給付を受けた場合、就農後5年以内に農地の所有権移転などの経営を継承しなかった場合は給付金の全額を返還することが求められているため、農地等の所有権移転をしなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とするよう求める。

○新規就農者の拡大支援（青年就農給付金「経営開始型」の要件緩和）

経営開始型の給付要件として、親族から貸借した農地が1/2以上である場合は、給付期間中にその農地のすべてについて所有権移転しなければ給付金の全額を返還することが求められているため、給付期間中に所有権移転等により親族から貸借した農地が1/2未満になれば、給付金の返還は不要とするよう求める。

2 中国地方知事会提案分 資料2

※各県の提案項目のうち5県の賛同を得られた項目について「中国地方知事会」として共同提案するもの

＜提案件数＞ 9件（うち本県提案1件を含む）

3 関西広域連合提案分 資料3

※広域計画や分野別計画に縛られることなく、各政策分野における広域自治体のあるべき姿などを踏まえ、広域連合に相応しい事務・権限の移譲等を「関西広域連合」として提案するもの

＜提案件数＞ 19件（本県関連（国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲等）を含む）

4 日本創生のための将来世代応援知事同盟提案分 資料4

※同盟の趣旨に合致すると考えられる提案の中から、13県の賛同を得られた項目について、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」として共同提案するもの

＜提案件数＞ 4件

「地方分権改革に関する提案募集」制度について

1 制度趣旨

これまでの地方分権改革は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の一定の成果を得た。

今後の方針改革においては、地方の発意に根ざした新たな取組の推進が求められており、これまでの委員会勧告方式に替わる新たな方式として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うものである。

2 提案の主体

都道府県及び市町村（特別区を含む）、一部事務組合及び広域連合、全国的連合組織（いわゆる「地方六団体」）、地方公共団体を構成員とする組織（中国地方知事会など）

3 提案の対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲

国出先機関のみならず本府省の事務・権限も対象

②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

補助要件の緩和等も対象

4 事務・権限の移譲の方法

全国一律の移譲又は全国一律の移譲が難しい場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）も可能。

5 募集期限

平成28年6月6日（月）

6 今後のスケジュール

7月上旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議

⇒ 重点事項（提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件）の決定

各府省への検討要請

7～10月 提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング

10月～ 内閣府と関係府省との調整

11月下旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（対応方針案の了承）

12月中下旬 地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

平成28年「地方分権改革に関する提案募集」に係る提案項目

(平成28年6月6日現在)

No.	提案項目	提案内容	共同提案団体
1	【規制緩和】 第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	<p>現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域となっており、隠岐ジオパーク（島根県）、山陰海岸ジオパーク（兵庫県、京都府）等を素材とした隣県にまたがる広域圏内の商品造成ができないため、隣接都道府県まで拡大を求めるもの。</p> <p>【具体的な支障事例】 現在、鳥取県東部（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）及び兵庫県北但西部（香美町、新温泉町）において、日本版DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に行域連携が検討されている。同協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業の登録を行っているが、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。</p>	中国地方知事会、 兵庫県、 和歌山県、 徳島県
2	【規制緩和】 就労継続支援A型事業における暫定支給決定を要しない場合の基準の明確化及び同事業における特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し	<p>就労継続支援A型事業について、暫定支給決定（アセスメントを行うための2か月以内の支給決定）期間中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既に行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定は要さないとされているが、その基準が具体的に示されていないため、国の責任において明確にするよう求めるもの。</p> <p>また、特定求職者雇用開発助成金について、暫定支給決定を受けた障がい者についてはその期日の末日で雇用契約が終了する可能性があることから対象外であるという整理がされているが、障がい者を雇用する就労継続支援A型事業所に対し、暫定支給決定期間経過後に継続雇用が決定した時点で特定求職者雇用開発助成金が支給されるよう、取扱いの見直しを求めるもの。</p> <p>【具体的な支障事例】 暫定支給決定を受けていない障がい者を事業所が優先して雇用するおそれがある。 暫定支給決定期間の経過後に継続して雇用しても助成金の対象外とする現在の運用は、暫定支給決定に対する市町村の方針に影響を与えかねず、より適切なサービス提供を求める障がい者の利益を損なうおそれがある。</p>	関西広域連合、 滋賀県、 大阪府、 兵庫県、 和歌山県、 徳島県、 堺市
3	【規制緩和】 新規就農者の拡大支援（青年就農給付金「準備型」の要件緩和）	<p>親元就農者が準備型の給付を受けた場合、就農後5年以内に所有権移転などの経営を継承しなかった場合は給付金の全額を返還することが求められているが、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合、その親等は現役世代であり、親元就農者の速やかな経営の継承は非現実的である。このため、親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をしなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とするよう求めるもの。</p> <p>【具体的な支障事例】 準備型の給付を受けながら農業大学校で研修を実施したかったものの、親が現役世代（40歳代）であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。</p>	関西広域連合、 滋賀県、 大阪府、 兵庫県、 和歌山県、 広島県、 山口県、 徳島県、 京都市
4	【規制緩和】 新規就農者の拡大支援（青年就農給付金「経営開始型」の要件緩和）	<p>経営開始型の給付要件として、親族から貸借した農地が主（1/2以上）である場合は、給付期間中にその農地のすべてについて所有権移転することが求められている。親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することを危惧し、すべての所有権移転を確約できないため、給付申請を断念する例もあるなど、利用しづらい制度となっている。</p> <p>給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により、親族から貸借した農地が給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とするよう求めるもの。</p> <p>【具体的な支障事例】 例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例など、農地要件がネックとなって、経営開始型の受給を断念した事例がある。</p>	関西広域連合、 滋賀県、 兵庫県、 和歌山県、 広島県、 山口県、 徳島県、 京都市、 堺市

中国地方知事会 共同提案項目

[鳥取県1件、島根県2件、広島県3件、山口県3件 計9件]

(平成28年6月6日現在)

	提案項目	提案内容	提案県
1	【規制緩和】 第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。	鳥取県
2	【規制緩和】 国直轄事業を都道府県が行う場合（施行委任事業）の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。	島根県
3	【規制緩和】 6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和	中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。	島根県
4	【規制緩和】 幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金（厚生労働省）」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金（文部科学省）」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 单一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	広島県
5	【規制緩和】 保育士登録の取り消しに係る国関係機関からの円滑な情報提供	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。 しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取り消し等の事務ができない。 このため、国関係機関からの円滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。	広島県
6	【規制緩和】 地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加	医療機能の分化・連携を促進し、地域において質の高く効率的な医療提供体制を確保するため、施設単位の基準である地域がん診療連携拠点病院の指定要件を、連携する病院群等の単位で基準を満たした場合でも認められるよう、要件の弾力化を求める。 また、病院群として地域がん診療連携拠点病院の指定を受けた場合も、他院入院患者の外来放射線治療加算が認められるよう求める。	広島県
7	【規制緩和】 半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることが可能とした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	山口県
8	【規制緩和】 離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	山口県
9	【規制緩和】 沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	山口県

関西広域連合 提案項目

(平成28年6月6日現在)

提案項目		提案内容
1	【規制緩和】 地域医療の推進（国等が保有する医療関連データの利活用）	国が保有するNDBデータ（レセプト情報・特定健診等の情報）について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。
2	【規制緩和】 新規就農者の拡大支援（青年就農給付金の要件緩和）	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。
3	【規制緩和】 動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務づけの廃止等）	自治体が実施している動物取扱責任者研修について、次のような見直しを求める。 ①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。 ②省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。
4	【規制緩和】 広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正	地域再生法に基づく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業における広域連合の除外規定の削除を求める。
5	【規制緩和】 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。
6	【規制緩和】 広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し	地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合についても全国の都道府県と同様に、5事業の申請を可能とするとともに、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとするという取扱いを行わないこと。
7	【規制緩和】 災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確實に行うこと。
8	【規制緩和】 広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	災害救助法に基づく救助に関し、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合にも認めること。
9	【規制緩和】 地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	「大規模災害からの復興に関する法律」（以下「大規模災害復興法」という。）に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組の創設を求める。
10	【権限移譲】 関西広域連合への復興方針策定権限の付与	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。
11	【権限移譲】 国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、協議会事務局の関西広域連合への移管、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。
12	【規制緩和】 近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求るとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。
13	【権限移譲】 複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。
14	【権限移譲】 複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。
15	【権限移譲】 国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限（連合域内の山陰海岸国立公園）について、関西広域連合への移譲を求める。

提案項目		提案内容
16	【権限移譲】 国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。
17	【権限移譲】 観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」とされている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限（広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く）について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援（旅行業法の特例等）が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。
18	【規制緩和】 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しを行うとともに、要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。
19	【権限移譲】 一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業（貸し切りバスを除く）に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。

将来世代応援知事同盟 共同提案項目

[三重県1件、岡山県2件、広島県1件 計4件]

(平成28年6月6日現在)

	提案項目	提案内容	提案県
1	【規制緩和】 里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用による養育の確保」が必要であることを明確に位置付け。	「里親制度の運営について」(平成14年雇児発第0905002号・局長通知)に、里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用」について位置づける。	三重県
2	【規制緩和】 幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直しを求めるもの。	岡山県
3	【規制緩和】 国有財産の用途指定変更手続きの簡略化	財務省から土地を借りて運営している幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、貸付にかかる用途指定の変更に際し、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じている。 用途指定の根拠法令が変わるために、協議を伴う承認が必要となるが、補助金の交付を受けて設立した保育所を幼保連携型認定こども園に移行する場合の用途変更は協議を伴わない包括承認であり、国有地の用途指定変更についても同様の取り扱い又は届出とすることを求めるもの。	岡山県
4	【規制緩和】 幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金（厚生労働省）」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金（文部科学省）」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	広島県

トットリズム県民運動「とっとりの元気づくりプロジェクト(東部)」の始動について

平成28年6月16日
参画協働課

県内の地域づくり団体等による「とっとりの元気づくり会議」(公益財団法人とっとり県民活動活性化センターと県の共催)では、「豊かな自然」、「人々の絆」、「幸せを感じる時間」といった鳥取県の強みを活かした具体的なプロジェクトを実践することとしています。(トットリズム県民運動の推進)

東部地区では、「自然体験活動」をテーマとした複数の地域づくり団体が連携・企画した自然体験プロジェクト(第1弾)を平成28年7月に実施し、これを皮切りに一連のプロジェクトが動き始めます。

なお、このプロジェクトは、日本財団の「鳥取助成プログラム」を活用しています。

1 とっとりの元気づくり東部会議(平成28年4月27日開催)での意見

- ・県東部には山陰海岸ジオパーク(鳥取砂丘や浦富海岸等)や智頭町・若桜町などの森林といった豊かな自然を体いっぱいに感じるスポーツやレジャーワークが盛んに行われている。
(提供団体が多数あり)
- ・一方、鳥取県について聞かれたとき、「何もない」とか「つまらない」と答える者が多い。
- ・県外からの移住者から見ると、豊かな自然を楽しんでいないのはもったいない。
- ・自らが鳥取に住むことに幸せを感じ、「鳥取が好き」「鳥取っていいね」を伝えることができないと、いくら県外(外部)に発信しても響かない。

⇒ 自然を活用した自然体験プロジェクトを実施することにより鳥取の良さを再発見することができる。

2 自然体験プロジェクト(第1弾) [詳細は別紙のとおり]

(1) 概要

小学3年生以上を対象に、鳥取の自然を活用した自然体験メニュー(スポーツ教室)を実施することで、鳥取の子ども達に楽しい思い出と豊かな体験を増やす機会を提供し、鳥取の良さを知ってもらう。

[自然体験メニュー内容]

カヌー、サップボード、シャワークライミング、乗馬(ポニー)など

(2) 連携団体

特定非営利活動法人地域スポーツ推進協会(鳥取市)

鳥取県自然体験塾(岩美町)

特定非営利活動法人ハーモニィカレッジ(鳥取市)

とっとり因幡グリーンツーリズム協議会(鳥取市)ほか

(3) 連携による効果

今まででは、各団体が単独に行っていたために提供できるメニューが限られていたが、異なるメニューを持つ団体と連携することで、新たなメニューを組み入れるなど内容の幅が広がる。

また、各団体が得意とするメニューを組み合わせることで、自然体験プロジェクト全体の質が上がり、参加者の満足度が上がることが期待される。

福祉関係団体との連携により、障がいのある方や高齢者の参加など活動の拡大も期待される。

⇒ 自然体験を通じて「鳥取が好き」「鳥取っていいね」を伝えられる者を増やしていく。

3 今後の展開

県外者、高齢者、障がいのある方等へと対象者を拡大したプロジェクトを複数の地域づくり団体で連携・企画するとともに、参加団体の事業を含めて情報発信し、トットリズム県民運動の気運醸成、活動の拡大・推進につなげていく。

(別紙)

自然体験プロジェクト（第1弾）について

1 名称

Summer教室「とっとりいいね！」こども自然体験キャラバン隊

2 期日

平成28年7月26日から7月29日まで（いずれも日帰り）

3 内容

自然を活用した次のスポーツ教室を開催する（天候によっては別のメニューに変更）

教室名	会場	期日	定員
カヌー	鳥取市B&G海洋センター (鳥取市)	7/26	20人
サップボード [*]	浦富海岸（岩美町）	7/27	20人
シャワー クライミング	三滝渓谷（鳥取市河原町）	7/28	20人
乗馬（ポニー）	空山ポニー牧場（鳥取市）	7/29	20人

[*] サップボード：

STAND UP PADDLE BOARD(スタンド アップ パドル ボード)の略

サーフボードの上に立ったまま乗り、オールを使ってパドルする(漕ぐ)。

4 その他

- 統一したシンボル（とっとりいいね！）により、活動場所及び利用者のつながりを感じられるようにする。
- 本プロジェクトで得られた課題等を検証し、次回プロジェクトの企画に活かす。

[参考] 参加団体が実施する本プロジェクトの関連事業について（7、8月）

団体名	時期	名称	概要
地域スポーツ推進協会	7、8月	元気遊び隊	カヌー、シュノーケリング、シャワークライミング等を実施します。[予定]
ハーモニイカレッジ	7、8月	ポニーキャンプ	ポニーの世話や乗馬、川・海・山での自然体験活動を行います。[募集中]
"	7、8月	シーサイドキャンプ	宿舎の目の前の海で、泳いだり、カヌーやシュノーケリングなどを実施します。[募集中]
鳥取県自然体験塾	4～9月	浦富海岸 シーカヤック体験	透明度の高い浦富海岸でシーカヤックを楽しめます。
"	6～9月	三滝渓谷シャワークライミング2016	シャワークライミングの面白さが凝縮されたコースで、ウォータースライダーなどを楽しめます。
すなばスポーツ	7月	第2回砂丘しゃんしゃんFESTA	鳥取砂丘でしゃんしゃん傘踊りを体験できるイベントを開催します。
"	7月	すなばウォーター サバイバル大会	白兎まつり内で水鉄砲大会を開催します。
とうごう未来応援隊	7月	第1回とうごう田植えまつり	泥田に設置された障害物をくぐり抜け、稲を植え終わるまでのタイムを競います。

男女共同参画週間における活動について

平成28年6月16日
女性活躍推進課

男女が、お互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種活動等を開催します。

1 期間

平成28年6月23日（木）から6月29日（水）までの1週間

2 平成28年度キャッチフレーズ

「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」

（東京都 時田心太郎さんの作品）

一般公募し、内閣府及び外部審査員において審査し決定したもの

3 男女共同参画週間に実施する活動

団体名	内 容	実施予定時期
鳥取県 男女共同参画センター よりん彩	男女共同参画週間企画展示 ○「広報紙よりん彩」で紹介した方々の顔写真と一言コメントの掲示 ～きらり輝く鳥取の女性たち&笑顔男子～ ○男女共同参画週間の歴代ポスターの掲示 ～よりん彩誕生から15年、ポスターで見る社会の変化～ ○館内スタンプラリー 男女共同参画をテーマにしたクイズに答えながら学んでもらう	6月19日（日） ～8月31日（水）
	よりん彩学びのサロン 地域における防災力アップをテーマにした講習会	6月14日（火）
	活動支援事業公開講座 「ぴかりんのつながりうた・あそび」	6月 5日（日）
	活動支援事業公開講座 「女性と憲法のこれからPart2～24条の伝えたいこと私の姓（生）は私が決める～」	6月11日（土）
	活動支援事業公開講座 「シャンソンの調べに乗せて ともに地域でいきいきと」	6月26日（日）
	かぶりあシネマの集い 映画「ペコロスの母に会いに行く」の上映会	6月25日（土）
米子市	パネル展示（倉吉駅、倉吉交流プラザ） 男女共同参画の取り組み、団体の紹介	6月 1日（水） ～6月30日（木）
	倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰式 男女共同参画で優れた成果を上げている市民・事業者を表彰	6月18日（土）
境港市	男女共同参画講演会 トーク、歌を中心に「男女共同参画」について学ぶ	6月26日（日）
八頭町	男女共同参画リーダー研修会 松江市男女共同参画センターの見学及び学習	6月25日（土）
	図書館に関連図書・DVDなどの特設コーナーの設置	6月23日（木） ～6月29日（水）
三朝町	図書館にパネル展示及び「男女共同参画コーナー」の設置	6月23日（木） ～6月29日（水）
湯梨浜町・琴浦町・北栄町	男女共同参画ミニドラマ放送 TCC（ケーブルテレビ）で啓発ドラマを放送	6月下旬
大山町	大山町ボランティアフェスティバル&男女共同参画フォーラム 映画上演、講演会、展示等	6月12日（日）
	人権交流センター、図書館に本の紹介コーナーの設置	6月中